

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 中村 賢

福祉事業の実施に関する規程の一部改正について（通知）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和47年基金規程第4号）の一部を別添のとおり改正したので通知します（改正については下記のとおり）。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(奨学援護金の支給) 第10条 [略] 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 [一 略] 二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>26,000円</u> 三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力	(奨学援護金の支給) 第10条 [同左] 2 [同左] [一 同左] 二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>21,000円</u> 三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力

<p>開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>33,000 円</u></p> <p>四 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の<u>専門課程若しくは専攻科</u>に在学する者、公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 月額 39,000 円</p> <p>[3～7 略] (就労保育援護金の支給)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額 <u>13,000 円</u>とする。</p> <p>[3 略]</p>	<p>開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>20,000 円</u></p> <p>四 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の<u>専門課程</u>に在学する者、公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 月額 39,000 円</p> <p>[3～7 同左] (就労保育援護金の支給)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額 <u>8,000 円</u>とする。</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、令和8年5月8日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項第2号、第3号及び第4号並びに第11条第2項の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。